

避難行動要支援者個別避難計画作成状況について

1. 個別避難計画の作成について

(1) 経緯

東日本大震災時、高齢者、障がい者等に対する避難支援等の対応が不十分であった教訓を得て、平成 25 年に災害対策基本法の改正により、災害時、お一人での避難が困難な方（避難行動要支援者。以下、要支援者という）の名簿作成が市に義務づけられました。

さらに、令和 3 年に同法が改正され、優先度の高い要支援者（以下、優先作成者という）について、避難支援等実施者（以下、支援者という）や避難場所、避難経路等を記載した個別避難計画（以下、計画という）をおおむね 5 年程度（令和 3 年度～令和 7 年度）で作成することが努力義務とされました。

守谷市においては、市防災ハザードマップにおいて浸水想定区域や急傾斜地で土砂災害警戒区域等に指定されている地域にお住まいの方を優先作成者（約 1 5 0 名）として、計画作成を進めています。なお、優先作成者以外の要支援者についても、出来るだけ早期に計画を作成します。

(2) 個別避難計画の作成手順

計画の作成においては、要支援者の心身の状況や避難時の配慮事項、地域の避難体制等についてご意見をいただくため、福祉事業所のほか、民生委員や自主防災組織等の地域関係者の方にも必要に応じて計画作成に参加していただきます。

標準的な計画作成の手順は下記のとおりです。

- ①要支援者に計画作成の同意確認
- ②計画作成同意者に災害時の支援者の有無等について確認
- ③市、社会福祉協議会、要支援者、支援者、地域関係者、福祉事業所等と一緒に計画を作成
- ④作成した計画の内容を市に登録後、支援者、地域関係者に計画を提供
- ⑤地域の避難訓練等で計画の実行性を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う

2. 個別避難計画の作成状況について

(1) 大野地区でのモデル事業の実施

計画作成に際しての課題等の精査を行い、作成を円滑に進めて行くため、昨年度、計画作成のモデル事業を「大野地区」で実施しました。

モデル事業においては、令和4年10月以降、自治会・町内会、自主防災組織、まちづくり協議会、民生委員等の地域関係者向けに説明会を実施するとともに、広報誌や地域回覧等による制度趣旨や取組み等に関する周知活動を実施しました。そのうえで、モデル事業対象者13名のうち、計画作成に同意をいただいた6名について、令和5年2月以降に計画作成を行いました。

モデル事業を通じて、計画作成について同意をいただけない方への働きかけの必要性、地域関係者との連携方法、作成した計画の実行性の担保等の課題を洗い出すことが出来ました。

(2) 今年度の取組み予定について

①大野地区での避難訓練等の実施

モデル事業で作成した計画に基づき、自主防災組織等と連携して避難訓練を実施することで、計画の実行性を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

<避難訓練の予定>

- ・ 7月 自主防災組織と避難訓練の内容等について検討
- ・ 9月頃 計画に基づいた避難訓練の実施・計画の見直し

②みずき野地区での計画作成

みずき野地区のうち、市防災ハザードマップで浸水想定区域に指定されている6～8丁目にお住まいの要支援者を対象に計画の作成を行います。当該地域は、市内でも最も多くの要支援者を抱える地域であり、計画作成対象者は67名です。

モデル事業で得た作成のノウハウを基に、地域の特性に応じて、計画の作成を進めて行きます。

<進捗状況>

- ・ 5月28日 民生委員、自主防災組織向け説明会
- ・ 6月 市・社会福祉協議会・民生委員が計画作成対象者宅に訪問
⇒計画作成に関する同意確認
⇒計画作成対象者67名のうち43名が計画作成に同意
(6月29日現在)
- ・ 7月15日(予定) 自治会役員、班長向け説明会
- ・ 8月以降 計画作成同意者の計画作成